

イタリアにおける財政連邦主義実施の動向

国立国会図書館 調査及び立法考査局
調査企画課連携協力室 芦田 淳

【目次】

はじめに

- I 憲法上の財政自治権
- II 2009 年法律第 42 号の要点
- III 2009 年法律第 42 号の実施状況
 - 1 国有財産の地方への移転
 - 2 首都ローマの制度
 - 3 地方団体における標準的需要の決定
 - 4 コムーネレベルでの財政連邦主義
 - 5 通常州及び県の財政、保健部門における標準的費用等
 - 6 追加財源及び特別措置
 - 7 会計制度及び予算枠組みの調和
 - 8 制裁及び報奨制度

おわりに

翻訳：2009 年 5 月 5 日の法律第 42 号「憲法第 119 条の規定の
具体化における、財政連邦主義に関する政府への委任」

はじめに

本稿では、イタリアにおける州、大都市、県及びコムーネ（以下「州等」という。）⁽¹⁾の財政自治権について、憲法上の規定、その実施に当たった原則と政府への委任を定めた法律の要点、さらに、委任を受けた政府立法の概要について解説する。あわせて、（2008 年に始まる）世界的な経済・金融危機の影響と、さらに国と地方の財政関係の実態についても触れる。

I 憲法上の財政自治権

イタリアにおいては、2001 年の憲法改正により、州等の財政自治権が、大幅に強化された。憲法第 119 条⁽²⁾は、州等が収入と支出に関する財政自治権を持ち、各階層の政府に配分される任務について、自主財源のほか、一般的な利益

-
- (1) イタリアの地方制度は 3 層制で、基礎的自治体のコムーネがあり、その上に県、州がある。州は、1948 年憲法において新たに設けられたが、特別州を除き、実際に置かれたのは 1970 年であった。現在、15 通常州と 5 特別州がある。州あたりの平均人口は約 298 万人（2013 年）と、日本の都道府県のそれに近い。県は 109 あり、近年、組織及び任務に関する見直しが行われている。コムーネは、日本の市町村に当たるもので、8,092 ある。ただし、日本のような人口規模等に基づく権限の違いはない。また、大都市は、2001 年改正により、憲法で規定されたものの、まだ実際に設置されていない。以上を総称して、領域団体という。
- (2) 憲法第 119 条は、2001 年改正によって大きく改められ、その後の 2012 年改正による追加の字句（下線部）とあわせ、現在は以下の条文となっている。なお、2012 年改正は、国とともに地方に予算均衡原則を導入するものである。
- ①コムーネ、県、大都市及び州は、それぞれの予算の均衡を遵守した上で、収入及び支出の財政自治権を有し、欧州連合の法規から生ずる経済的及び財政的拘束の遵守を保障するよう協力する。
 - ②コムーネ、県、大都市及び州は、自主財源を有する。憲法に適合して、かつ、財政と租税制度調整原理に基づき、租税と固有の収入を定め賦課する。自らの区域に交付される国の税収の配分の決定に与る。
 - ③国の法律は、住民 1 人当たりの財政力の低い地域のために使途の定めのない平衡化基金を設ける。
 - ④前 2 項に由来する財源を、コムーネ、県、大都市及び州は、自己に帰属する公的任務の費用に完全に充当する。
 - ⑤経済発展、社会的結束と連帯を推進し、経済的社会的な不均衡を除去し、人格権の実効的な行使を助長し、又はその任務の通常の遂行とは異なる目的に対処するために、国は、特定のコムーネ、県、大都市及び州に、追加財源を配当し、特別な措置を行う。
 - ⑥コムーネ、県、大都市及び州は、国の法律の定める一般原則に基づき、固有の財産を有する。償還計画を同時に策定するとともに、各州の団体が全体として財政収支の均衡を遵守することを条件として、投資的支出の財源のためにのみ借入れを行うことができる。前文の規定による借款に対していかなる国による保証も行われない。

を実現するためのサービスに関しては財政調整、特別な利益に関しては州等への（国からの）追加財源と特別措置によって補正を行う連邦主義的なモデルを採用している。さらに、州等は、国の法律の定める一般原則に基づいて配分される固有の財産を持つ。2001年の憲法改正の要点は、①州の財政自治権の総合的な強化⁽³⁾とともに地方団体（enti locali）⁽⁴⁾についても財政自治権を明示したこと、②支出のみならず、収入についても州等の自主決定権を認めたこと、③改正前の集権的な財政関係に通じる協調的な要素を持った連邦主義モデルを導入したことである。ただし、同条の実施の多くは法律に委ねられており、国の租税及び会計制度並びに財源の調整に関する専属的立法権限（憲法第117条第2項e号）に加え、財政及び租税制度の調整に関する競合的立法権限（同条第3項）を与えられた国が措置を行う必要があった。

しかし、実施手続の整備は進まず、2004年には、憲法裁判所が、改正後の憲法第119条から導かれるモデルの実施には、国の立法措置が必要な前提であると判示するに至った⁽⁵⁾。憲法裁判所によれば、財政全体を調整する目的で、国の立法者は、州の立法者が従うべき原則を定めるだけでなく、租税制度全体の方向性を決定し、国、州等それぞれの課税権限を具体化する際の範囲と限界を定義しなければならない。それがなければ、いかに州の立法権限に属する事

項についてであっても、国の法律による租税に対して州の措置は許されない。ただし、憲法裁判所は、独自の租税を創設する州の措置は、その専属的立法権限に属する事項に限り、国税と異なる課税要件に立つものであれば、可能としている。また、別の判決⁽⁶⁾によれば、憲法第119条の規定の具体化は、改正後の憲法第5章⁽⁷⁾を実施するための前提であり、さらに、憲法第119条の規定と矛盾する州等の支出の在り方は、各分野を機能不全に陥らせるおそれがあるとした。

しかし、このような指摘にもかかわらず、憲法第119条の規定の実施は、地域間格差、公的債務処理や安定成長協定遵守の必要性といった制度的な前提に加え、財政に関する立法権限の分割に係る複雑さ、憲法上の財政自治権の新たなモデルの定める財政機能の実施に対する立法者の関心が必ずしも高くなかったことにより先送りされ、中道右派政権の下、ようやく2009年5月5日の法律第42号「憲法第119条の規定の具体化における、財政連邦主義に関する政府への委任」⁽⁸⁾（以下「42号法」という。）が制定されるに至った。

Ⅱ 2009年法律第42号の要点

42号法は、憲法第119条の十全な実施に向け、州等の収入構造、平衡化基金⁽⁹⁾の創設及び州等

(3) 改正前に財政自治権を認められていた州も、「国の法律で定める形式と範囲内において」という制約が設けられており、州に課税権を認める税の範囲や、州の財政と国等の財政との調整は国の法律に委ねられていた。

(4) 州を除くコムーネ、県及び大都市等を指す。以下同じ。

(5) Sentenza Corte costituzionale, 20 gennaio 2004, n.37.

(6) Sentenza Corte costituzionale, 17 dicembre 2003, n.370.

(7) 2001年の憲法改正は、第119条を含む第5章「州、県及びコムーネ」を全面的に改め、財政のほか、立法及び行政における自治を拡大した。

(8) Legge 5 maggio 2009, n. 42, Delega al Governo in materia di federalismo fiscale, in attuazione dell'articolo 119 della Costituzione.

(9) 憲法第119条第3項に基づき、州等の租税収入の不均衡を補い、全国で同一水準のサービス供給を可能にするための手段である。詳細については、後述する。

の政府間での財政調整の保障等についての原則を定め、関連事項を立法命令として24か月⁽¹⁰⁾以内に公布するよう政府に委任するものである。同法に定める国と地方の財政関係は、連帯及び社会的結束の原則を尊重しながら、州等に対して収入及び支出に係るより広範な自律性を与えることを目指している。あわせて、前例による支出の基準に基づいた従来の手法を改め、標準的な費用（最適費用）及び需要といった指標に基づいた国と地方の財源配分の実現を図っている。

まず、州に対して、国の全領域で市民的及び社会的権利に係る最低限の水準（憲法第117条第2項m号）を満たすための給付⁽¹¹⁾を完全に行えるよう国が保障する。そのため、当該給付の財源は、統一的な税率及び課税標準の「広義の州固有税」⁽¹²⁾、個人所得税に対する州付加税⁽¹³⁾及び国税である付加価値税の税収の州への一部配分に加え、平衡化基金の配分により賄われる。同基金の配分は、当該給付のための支出に必要な標準的費用と、州に付与された税収との間の差額を補うものでなければならない。標準的な費用及び需要の決定手続は、立法命令により具体化される。他方、当該給付以外の支出⁽¹⁴⁾については、財政力の高い州（個人所得税に対する州付加税の収入を住民数で除した値が全国平均を上回っている州）は平衡化基金からの資金を受け取らず、財政力の低い州に同税における格差を減少させるよう資金を配分する。なお、平衡化基金は、いずれの場合でも用途を限定しな

いで配分される。そのほか、国から州に移譲された任務の財源は、①国税の税率引下げとそれに対応した憲法第117条第2項m号の義務に関する支出に係る広義の州固有税及び州付加税の税率引上げ、並びに当該義務に関連しない支出に係る個人所得税に対する州付加税の税率引上げ、②付加価値税又は個人所得税の税収の州への一部配分の比率の引上げにより保障する。

次に、地方団体に対しても、その基本的任務（憲法第117条第2項p号）に対する支出を完全に行えるよう保障している。基本的任務に係る平衡化基金の配分は、利子を除く経常支出の標準化された値と租税収入及び固有の収入の標準化された値の差並びに社会資本需要に基づいて行われる。他方、それ以外の任務に係る財源の配分は、人口分布及び地方団体間の連携を考慮しながら、財政力の差異を減ずるよう行われる。地方団体に対する平衡化基金は、国の平衡化基金によって賄われ、コムーネと県（大都市を含む。）それぞれを対象として州予算の中に設けられる。州は、その内部にある地方団体に対し、統合会議⁽¹⁵⁾において承認された合意に従い、同団体との合意に基づいて、平衡化基金の配分手続を行う。州による地方団体への基金の配分が遅れた場合には、国による代替手続が行われる。また、コムーネ及び県の固有税に関しては、特定の国税の全部又は一部の移管も含め、国の法律で定める。州も、その立法権の範囲内で、地方団体の新たな租税を設けることができる。地方団体は、法律に定められた範囲内で、

(10) 2011年6月8日の法律第85号により、「30か月」と改められた。さらに、当該命令施行から3年以内（当初は2年以内）に、補完・補正を行うための立法命令制定も想定されている。

(11) 具体的には、保健、生活援助、教育及び公共地方交通（資本勘定における支出分）に関わる給付である。

(12) 広義の州固有税とは、国法により規定されるが、その収入は州に配分され、州は国法の範囲内で税率の改定、税の免除等を定めることができるものである。これに対して、州が規定するものは狭義の州固有税である。

(13) 州付加税とは、国税と同様の課税標準について、州が国法の範囲内で税率の改定、税の控除を定めることができるものである。

(14) 具体的には、行政一般、国土及び環境の保全、職業教育等に関わる支出である。

(15) 1997年8月28日の立法命令第281号第8条等に基づき、国の関係大臣並びに州及び地方団体の代表から構成され、国の活動と地方制度の協力振興等を図るものである。

自らに配分された租税に係る税率改定及び優遇措置の導入を行うことができる。コムーネの連合及び合併に対する、課税における自律性の拡大といった報奨措置も設けられている。

このほか、42号法は、階層の異なる政府間での財政調整を保障するために、①調整前後で異なる財政力及び全財源の透明性の保障、②財政目標の尊重及び安定成長協定の遵守、③州等の実施するサービスの効率性及び妥当性に関する指標の策定、④財政面等で優れた地方団体とそうではないものそれぞれに対する報奨又は制裁の導入等の原則を定めている。また、経済・財政省に国と地方各15名の代表と中央統計機構の代表2名⁽¹⁶⁾から構成され、立法命令策定のための情報の収集及び処理を行う「財政連邦主義実施のための合同専門委員会」、上下院議員各15名から構成され、同命令案に対する政府への意見表明等を行う「財政連邦主義実施のための議会委員会」並びに統合会議内に新たな財政連邦主義制度の機能の管理及び評価等を行う「財政調整常設会議」を設置している。

以上のとおり、42号法は、全体として、州（特に通常州）及び地方団体の財政制度を改革し、各階層の政府がその領域から自身の支出に必要な収入の大部分を得て、結果として各階層で責任をもって支出を行う制度の実現を目指している。とはいえ、全国における最低限の水準の給付の保障に係る州の任務と地方団体の基本的任務に関する費用の補完、さらに、財政力の異なる地域間の格差の縮小のための州等の間に

おける調整措置を保障していることから、協調的な性格も帯びているといえる。また、手続面で、議会統制の手段が強化されている。

Ⅲ 2009年法律第42号の実施状況

2013年11月末までに、前述の委員会等が設置されたほか、42号法の委任を受け、10本の立法命令が制定された。立法命令は、制定順に次のとおりである。

- ① 2010年5月28日の立法命令第85号「2009年5月5日の法律第42号第19条の規定の具体化における、コムーネ、県、大都市及び州に対する固有の財産の付与」⁽¹⁷⁾
- ② 2010年9月17日の立法命令第156号「首都ローマ（Roma capitale）の暫定的制度に関する2009年5月5日の法律第42号第24条の規定の具体化に係る規定」⁽¹⁸⁾
- ③ 2010年11月26日の立法命令第216号「コムーネ、大都市及び県の標準的な費用及び需要の決定に関する規定」⁽¹⁹⁾
- ④ 2011年3月14日の立法命令第23号「コムーネの財政連邦主義に関する規定」⁽²⁰⁾
- ⑤ 2011年5月6日の立法命令第68号「通常州及び県の収入における自治並びに保健部門における標準的な費用及び需要の決定に関する規定」⁽²¹⁾
- ⑥ 2011年5月31日の立法命令第88号「2009年5月5日の法律第42号第16条の規定に基づく、経済的及び社会的不均衡の除去の

(16) 中央統計機構の代表者2名に関しては、2009年12月31日の法律第196号により追加された。

(17) Decreto Legislativo 28 maggio 2010, n. 85, Attribuzione a comuni, province, città metropolitane e regioni di un proprio patrimonio, in attuazione dell'articolo 19 della legge 5 maggio 2009, n. 42.

(18) Decreto Legislativo 17 settembre 2010, n. 156, Disposizioni recanti attuazione dell'articolo 24 della legge 5 maggio 2009, n. 42, in materia di ordinamento transitorio di Roma Capitale.

(19) Decreto Legislativo 26 novembre 2010, n. 216, Disposizioni in materia di determinazione dei costi e dei fabbisogni standard di Comuni, Città metropolitane e Province.

(20) Decreto Legislativo 14 marzo 2011, n. 23, Disposizioni in materia di federalismo Fiscale Municipale.

(21) Decreto Legislativo 6 maggio 2011, n. 68, Disposizioni in materia di autonomia di entrata delle regioni a statuto ordinario e delle province, nonché di determinazione dei costi e dei fabbisogni standard nel settore sanitario.

ための追加財源及び特別措置に関する規定」⁽²²⁾

⑦ 2011年6月23日の立法命令第118号「2009年5月5日の法律第42号第1条及び第2条の規定に基づく、州及び地方団体の会計制度及び予算枠組み並びに州等の組織の調和に関する規定」⁽²³⁾

⑧ 2011年9月6日の立法命令第149号「2009年5月5日の法律第42号第2条、第17条及び第26条の規定に基づく、州、県及びコムーネに関する制裁及び報奨制度」⁽²⁴⁾

⑨ 2012年4月18日の立法命令第61号「首都ローマの制度に関する2009年5月5日の法律第42号第24条の規定の具体化に係る追加規定」⁽²⁵⁾

⑩ 2013年4月26日の立法命令第51号「首都ローマの制度に関する2009年5月5日の法律第42号第24条の規定の具体化に係る追加規定である2012年4月18日の立法命令第61号の規定の改正及び補完」⁽²⁶⁾

ただし、42号法実施のための立法委任のうち、州による給付の最低水準に基づく標準的な費用及び需要の決定、大都市の設置に関わる立法命令は、未制定となっている。また、立法命令に加え、国内における社会インフラ整備状況の格差解消に向けた2010年11月26日の経済・財政省令「2009年5月5日の法律第42号第22条に基づく、社会資本の平衡化に関する規定」

等が制定されている。続いて、10本の立法命令を内容ごとに概観する。

1 国有財産の地方への移転

2010年立法命令第85号は、領域性、補完性、最適性、簡素化、財政能力、権限と任務の相關関係、環境の活用といった基準に基づく、州等に対する国有財産移転の手続を定めている。移転の目的は、住民により近い階層の政府への国有財産の移転により、各財産の機能の最大限の活用を保障することである。移転の対象として、①国の行政により直接使用されているものを除く、海浜、港湾等及びその従物に属する財、②河川、湖沼等及びその従物並びに国が権限を有する治水施設及び干拓施設に属する財（ただし、複数の州にわたる河川及び関係州の合意がない場合における複数の州にわたる湖は除く。）、③州又は地方団体の利害に関わる空港、④陸上の鉱山及びその従物が例示されている。同命令の実施は、財産の多様なカテゴリーの特定及びそれに続く移転に係る手続の複雑さから遅延が見られたが、2013年6月21日の緊急法律命令第69号「経済活性化のための緊急規定」により、簡素化された移転手続が制定された。当該手続によれば、州等は2013年9月から11月の間に国有不動産取得の申請を行うものとし、国有財産庁は申請受付から60日以内に受理要件の確認を行い、結果を通知する。通知受領から30

(22) Decreto Legislativo 31 maggio 2011, n. 88, Disposizioni in materia di risorse aggiuntive ed interventi speciali per la rimozione di squilibri economici e sociali, a norma dell'articolo 16 della legge 5 maggio 2009, n. 42.

(23) Decreto Legislativo 23 giugno 2011, n. 118, Disposizioni in materia di armonizzazione dei sistemi contabili e degli schemi di bilancio delle Regioni, degli enti locali e dei loro organismi, a norma degli articoli 1 e 2 della legge 5 maggio 2009, n. 42.

(24) Decreto Legislativo 6 settembre 2011, n. 149, Meccanismi sanzionatori e premiali relativi a regioni, province e comuni, a norma degli articoli 2, 17 e 26 della legge 5 maggio 2009, n. 42.

(25) Decreto Legislativo 18 aprile 2012, n. 61, Ulteriori disposizioni recanti attuazione dell'articolo 24 della legge 5 maggio 2009, n. 42, in materia di ordinamento di Roma Capitale.

(26) Decreto Legislativo 26 aprile 2013, n. 51, Modifiche ed integrazioni al decreto legislativo 18 aprile 2012, n. 61, concernente ulteriori disposizioni di attuazione dell'articolo 24 della legge 5 maggio 2009, n. 42, in materia di ordinamento di Roma Capitale.

日以内に、申請した州等は、移転手続開始のために国有財産庁の州支局に連絡をとることができる。連絡から 120 日以内に、州等は、文書収集、現地調査等を行うことができ、また、その議会の決定を州支局に通知し、申請を確認しなければならない。この確認から、90 日以内に、国有財産庁は、当該不動産の所有権移転を行う。

2 首都ローマの制度

2010 年立法命令第 156 号は、従来のコムーネである「ローマ」に代わる領域団体「首都ローマ」の議会、首長及び政府について規定する。続いて制定された 2012 年立法命令第 61 号は、首都ローマに新たに配分される行政事務（文化財評価、環境保護、見本市、観光及び災害対策）及び事務移譲の手法を示すことにより、2010 年立法命令第 156 号を補完するものである。2012 年立法命令第 61 号は、国の権限に属する事務の移譲のみを対象としており、ラツィオ州に属する事務のローマへの移譲については、別途ラツィオ州法に委ねている。さらに、同命令は、行政事務の円滑な移譲のために、統合会議の中に、内閣総理大臣が主宰し、首都ローマ、ラツィオ州及びローマ県の各首長と関係大臣で構成される部会を設けた。このほか、首都ローマに移譲される行政事務の実施に必要な人員、設備及び財源の移譲や、共和国の首都としての役割に関係する事務の実施による追加負担の決定といった重要な点は内閣総理大臣令に委任されている。さらに、2012 年立法命令第 61 号を改正、補完するものとして、地方公共交通に関する国から首都ローマへの支出等を定める 2013 年立法命令第 51 号が制定された。

3 地方団体における標準的需要の決定

2010 年立法命令第 216 号は、コムーネ及び県の基本的任務に関して、法律で定められるまで暫定的に列挙している。

コムーネについては、42 号法の施行日に利用可能な予算により認められた支出全体の 70% に当たる額の行政の一般的任務のほか、地方警察、保育サービス等を含む公教育、道路及び交通、領域及び環境の管理並びに社会部門に関する任務を挙げている。県については、42 号法の施行日に利用可能な予算により認められた支出全体の 70% に当たる額の行政の一般的任務のほか、学校建築を含む公教育、交通、領域管理、環境保護及び労働市場サービスに関する経済発展分野における任務を挙げている。

コムーネ及び県の基本的任務と最低限の水準のサービスを実施するため、十全な財源を保障するための基準として「標準的需要」が必要となる。その決定のための手法は、同命令で示された概略に従って、経済・財政省とイタリア銀行が出資して設立した研究機関（Sose）が具体化する。具体化に当たり、Sose は、①従来の支出データ、②住民 1 人当たりの支出額、③コムーネ等の地理的・社会的・産業的な特性、そのサービスの効率性・効果・質、利用者の満足度等に関連したものとしての生産性及び支出の相違を考慮するものとしている。標準的需要決定のための算定手続に関する手法と各地方団体の標準的需要は、内閣総理大臣令により公開される。実例として、2012 年 12 月 21 日の内閣総理大臣令「2010 年立法命令第 216 号第 6 条に基づく、地方警察事務（コムーネ）及び労働市場サービスに関する経済発展分野における事務（県）に関する手法の解説並びに各コムーネ及び各県の標準的需要の採択」がある。

4 コムーネレベルでの財政連邦主義

2011 年立法命令第 23 号は、コムーネが新たな収入を得ることができるよう、コムーネ固有税（IMU: Imposta municipale propria）をはじめとした税体系を整備した。IMU は、一定の条件の不動産を対象に、従来のコムーネ不動産税

(ICI: Imposta comunale sugli immobili) 等に代わり、2014 年から導入すると当初定められた。しかし、経済・金融危機対策として 2011 年 12 月 6 日の緊急法律命令第 201 号により、2012 年からの導入に前倒しされた。続いて、2013 年 5 月 21 日の緊急法律命令第 54 号により、コムーネの支出削減を前提に納税者救済を目的として支払義務が停止され、最終的に、2013 年 8 月 31 日の緊急法律命令第 102 号により支払が免除されることとなった。さらに、2013 年 12 月 27 日の法律第 147 号は、IMU を廃棄物処理税等とともにコムーネ統一税 (IUC: Imposta unica comunale) に統合した。

このように、2011 年立法命令第 23 号はコムーネレベルの新たな税体系を整備したものの、経済・金融危機への対処によって大きな影響を受けている。このほか、同命令実施のため、通常州内のコムーネに 2012 年に国から配分される付加価値税収入の配分比率を定める 2012 年 6 月 13 日の内閣総理大臣令をはじめとして、2011 年から 2013 年にかけて 10 本の内閣総理大臣令及び省令が制定されているが、目的税の見直しに関する規則のように、実施が遅れているものがある。

5 通常州及び県の財政、保健部門における標準的費用等

2011 年立法命令第 68 号は、通常州及び県の課税自治権、平衡化基金並びに保健部門における標準的費用及び需要について措置するものである。具体的には、国からの財源移転廃止に伴う通常州の税源の見直し（個人所得税及び付加価値税の配分、州生産活動税に対する裁量等）、国及び通常州からの財源移転廃止に伴う県の税源確保（県固有税としての自動車関連税、個人所得税の配分）、県及び大都市のための平衡化基金、大都市の財源と任務について規定しているほか、保健部門の標準的需要が、マクロ経

済の状況に一致し、かつ、欧州レベルでの財政制約と義務を遵守して決定される旨を定めている。さらに、統合会議の中に設置される「財政調整常設会議」の構成及び任務についても規定した。なお、同命令の実施に当たり、2012 年 4 月 12 日の内閣総理大臣令「国から県への移転の廃止」、2012 年 7 月 10 日の内閣総理大臣令「2011 年 5 月 6 日の立法命令第 68 号第 18 条第 1 項の規定の具体化における、県及び通常州に対する個人所得税配分比率の決定」等が制定されている。

6 追加財源及び特別措置

2011 年立法命令第 88 号は、経済的及び社会的不均衡の除去のための追加財源の配分と特別措置の実施について規律している。具体的には、2002 年に創設された「十全に活用されていない地域のための基金」を改称した「発展及び結束のための基金」並びに国の経済、社会、制度及び行政面における不均衡除去のための手段を規定している。

7 会計制度及び予算枠組みの調和

2011 年立法命令第 118 号は、公行政の予算による強化のため、保健部門の会計を含む州及び地方団体の予算を同質化し、相互に比較可能にするための一連の措置を設けている。同命令の実施措置としては、州等の会計制度及び予算枠組みに関する規律の試行並びに当該試行に参加する行政の決定に関する 2011 年 12 月 28 日の 2 本の内閣総理大臣令等がある。

8 制裁及び報奨制度

2011 年立法命令第 149 号は、提供するサービスの質と良好な財政状態を担保する州、県及びコムーネに対する報奨制度と、財政的義務を遵守しない場合の制裁制度を規定している。具体的には、州、県及びコムーネの重大な財政危

機の責任者に対する政治的責任の追及を規定するとともに、組織の原則と目標を示すことでガバナンスを高めようとしている。同命令も、財政調整、予算決定の透明性等を保障するため州の立法期（県等の場合は首長の任期）満了時に作成する報告書の様式の決定等に係る実施措置を必要としている。また、州等の統制に関連して、2012年10月10日の緊急法律命令第174号が、会計検査院の州等の財政に対する統制権限を強化し、財政管理が規則に沿って行われているか、各団体の内部統制が有効かつ適切であるか検査する旨を定めている。さらに、同命令は、地方団体の内部統制が不適切であった場合には、その責任者に対して給与月額額の5～20倍の罰金を科す権限も会計検査院に与えている。

おわりに

以上をまとめれば、まず、2001年改正後の憲法第119条及び42号法のいずれも、州等の収入及び支出に関する自治権強化を基本理念としている。その上で、平衡化基金を設け、州等の保健、生活援助、教育等の基本的なサービスについては国から垂直的に財源の補完を行うとともに、地域間の格差縮小のための措置も想定している。こうしたモデルの具体化に当たり重要な要素の決定は、42号法の委任に基づく立法命令に委ねられた。立法命令は既に10本制定されているが、まだ完全ではなく、立法命令自体、その実施のため、より下位の行政措置を必要としていることとあわせ、現状は新たな連邦主義的モデルを具体化する途上にあるといえる。

加えて、国法によるコムーネ税体系整備の見直し及び会計検査院による地方統制強化に見られたように、経済・金融危機の影響も甚大である。実際に、2011年以降、42号法の実施を通じた地方分権と、緊急法律命令等による再集権化が並行して進められている⁽²⁷⁾。後者は、危機管理のため、財政連邦主義の実施過程からの逸脱を実態として認め、財政制度を集中管理しようとするものである。言い換えれば、42号法のモデル実現に必須の地域間財政調整が、現状では実現困難な費用を伴うため、国の組織合理化を通じた再集権化戦略を採ろうとするものである。

最後に、国と地方の関係を2000年から2011年における歳入⁽²⁸⁾で簡単に確認すれば、次のことがいえる。まず、国に対する地方の歳入の比率は若干増加している（34.4%から38.6%）ものの、未だ低い数字にとどまっている。国の税収に対する地方の税収の比率も高まってはいるが（16.3%から29.1%）、その差は大きい。財政連邦主義というには、まだ地方の歳入の規模、税収ともに国に比して限定的といえるのではない。なお、地方歳入に占める移転収入と租税収入の割合は、概ね前者が減少（52.5%から41.9%）、後者が増加（29.5%から46.0%）の傾向を見せており、2011年度に初めて租税収入が移転収入を上回った。以上から、変化の兆しも見られるが、政府間財政関係は中央優位にとどまっていると評価できよう。この点でも憲法等の規定は、財政自治の原則を示すものにとどまっており、あらためて今後の42号法の実施過程及び再集権化の影響の結果に注目していく必要がある。

(27) 財政以外の面においても、県の任務縮減等が求められている。芦田淳「海外法律情報 イタリア 県の廃止?—財政危機と分権の交錯点—」『論究ジュリスト』1号, 2012.5, pp.190-191 参照。また、2012年憲法改正も財政面での集権性を高めるものといえる。芦田淳「イタリアにおける憲法改正—均衡予算原則導入を中心に—」『レファレンス』742号, 2012.11, pp.65-71 参照。

(28) Istituto Centrale di Statistica, *Annuario statistico italiano 2013*, Roma : Istituto Centrale di Statistica, 2013 及びそれ以前の年次の同書を参照した。

参考文献

- ・ 井口文男「イタリア共和国憲法」初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集（第2版）』三省堂, 2010, pp.119-152.
- ・ 高橋利安「イタリアにおける地方分権をめぐる動向—2001年憲法的法律第3号の分析を中心に—」『修道法学』27（2）, 2005.2, pp.229-270.
- ・ Iacoviello, Antonino, *Il punto sull'attuazione del federalismo fiscale nella XVI legislatura*, Istituto di Studi sui Sistemi Regionali Federali e sulle Autonomie, 2013.
〈<http://www.issirfa.cnr.it/7040,908.html>〉（インターネット情報は、2014年3月31日現在である。）
- ・ Jorio, Ettore, *Il federalismo fiscale tra spinte dell'ordinamento interno e diritto dell'UE*, Milano: Giuffrè, 2012.

（あしだ じゅん）

2009 年 5 月 5 日の法律第 42 号 憲法第 119 条の規定の具体化における、財政連邦主義に関する政府への委任

Legge 5 maggio 2009, n. 42

“Delega al Governo in materia di federalismo fiscale, in attuazione dell'articolo 119 della Costituzione”

国立国会図書館 調査及び立法考査局
調査企画課連携協力室 芦田 淳訳
調査及び立法考査局イタリア法研究会*訳

【目次】

- 第 1 章 財政 [及び租税制度の] 調整の内容並びに規則
- 第 2 章 国と州の財政関係
- 第 3 章 地方団体の財政
- 第 4 章 大都市への資金供与
- 第 5 章 特別措置
- 第 6 章 様々な階層の政府の調整
- 第 7 章 州及び地方団体の財産
- 第 8 章 経過規定及び終末規定
- 第 9 章 特別州並びにトレント及びボルツァーノ自治
県に係る平衡化及び連帯の目標
- 第 10 章 財政保護及び廃止

第 1 章 財政 [及び租税制度の] 調整の内容 並びに規則

第 1 条 措置の範囲

- 1 この法律は、コムーネ、県、大都市及び
州の収入及び支出の自治を保障し、連帯及び
社会的結束の原則を保障することを通じて、

全ての階層の政府について、段階的に前例による支出基準に代替し、かつ、当該政府の責任管理の最大化並びに公選職に対する民主的統制の実効性及び透明性を保障するよう、憲法第 119 条⁽¹⁾の規定を具体化する。この目的のために、この法律は、国の経済的二元性⁽²⁾の克服のために十全に活用されていない地域の発展を目指し、財政及び租税制度の調整に係る基本原則を専ら定め、住民 1 人当たりの財政力の低い地域のための平衡化基金の設置及び機能並びに憲法第 119 条第 5 項に規定する追加財源の使用及び特別措置の実施を規律するための規定を設ける。このほか、コムーネ、県、大都市及び州への固有の財産の配分に係る一般原則を規律し、財政面も含めた首都ローマの制度に関する経過規定を定める。

- 2 特別州並びにトレント及びボルツァーノ自治県⁽³⁾については、その憲章⁽⁴⁾に適合するよう、第 15 条、第 22 条及び第 27 条の規定を専ら適用する。

* この翻訳は、当会の平成 23 年 4 月から平成 25 年 12 月までの活動の成果である。当会の構成メンバー（当時）は、芦田淳、鈴木尊紘、寺倉憲一、山岡規雄である。なお、翻訳の調整は、芦田が中心となって行った。脚注、訳文中の [] 内の語句及び下線は、訳者が補ったものである。また、法律の本文は、Normattiva <<http://www.normattiva.it>> に拠った。なお、インターネット情報は、2014 年 3 月 31 日現在である。

- (1) 憲法第 119 条については、解説注 2 を参照のこと。
- (2) 北部と南部に経済的格差が存在することを指す。
- (3) 特別州は、島嶼部及び北部国境にあり、その地理的及び歴史的特殊性から、通常州より幅広い権限が与えられる。また、特別州のうち、トレンティーノ・アルト・アディジェ州は、トレント自治県とボルツァーノ自治県によって構成され、両自治県が州に代わり実際の権限を有している。
- (4) 特別州の憲章は、憲法的法律で定められ、特殊な自治の形式と条件を定めるものである（憲法第 116 条第 1 項）。なお、通常州、県、コムーネもそれぞれ憲章を有する。

第 2 条 目的及び意図

- 1 政府は、この法律の施行日から 30 か月⁽⁵⁾以内に、財政及び租税制度の調整に係る基本原則並びに平衡化の定義を介してコムーネ、県、大都市及び州の財政自治を保障すること、並びに財政の計画、管理及び決算の必要上、会計制度と当該団体⁽⁶⁾の予算枠組み並びに当該枠組みの提出及び承認の期限を「団体間で」調和させることを目的として⁽⁷⁾、憲法第 119 条の規定の具体化のための一又は二以上の立法命令を定めることを委任される。
- 2 第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 28 条及び第 29 条の規定により定められた個別の原則及び指針を別にして、この条の第 1 項に規定する立法命令は、次の一般的な原則及び指針に従う。
- a) 全ての階層の政府の収入及び支出の自治並びに行政、財政及び会計上の責任管理の拡大
- b) 欧州連合及び国際条約により課された制約に適合した国の財政上の目標の達成のために全ての階層の政府間関係が制度的に信義をもったものとする事及び全ての行政が協力すること。
- c) 各租税及び全体としての租税制度の合理性及び整合性、租税制度の簡素化、納税者の負担の軽減、徴収の透明性、租税に係る行政の効率性並びに 2000 年 7 月 27 日の法律第 212 号に規定する納税者の権利憲章に定められた原則の遵守
- d) 報奨的な性格の制度を用意することにより脱税を防止する活動への様々な階層の機

関による参画

- e) 領域性の原則に従い、連帯の原則並びに憲法第 118 条に規定する補完性、区分性及び最適性の原則を考慮し、かつ、コムーネ、県、大都市及び州の各権限に応じた自主財源の付与。州及び地方団体の固有の租税及び収入、国税収入の配分並びに平衡化基金からの資金は、[当該自治体に] 付与された公的任務の通常の遂行 [による支出] を完全に賄えるよう供与される。
- f) 効率性及び効果を強調するとともに、[州及び地方団体の] 公的活動を比較し、評価する指標を構成するものとしての標準的な費用及び需要の決定。州及び地方団体の行政が、憲法第 117 条第 2 項 m) 号及び p) 号に規定する最低限度の給付又は基本的任務に関する任務の遂行において、目指さなければならないサービスの目標の決定
- g) 州、大都市、県及びコムーネの予算政策に関して安定及び成長協定の適用に由来する規則と一貫性のある規則の採用
- h) 統一的な会計規則及び共通の統合収支計画の採用。国の会計及び関係の付随的な会計に関する適切な欧州連合の規則で定める経済上及び機能上の分類に適合した職務及び計画に分けられた共通の予算枠組みの採用。共通の規則に基づき、所有する会社又は他の管理する組織と統合した予算の採用。記帳の共通の基準に従った経済及び財産に係る会計制度及び枠組みは、財政に係る会計制度に、[両者の] 識別のために、従わなくてよいこと。領域団体⁽⁸⁾の会計制度及び予算枠組みと過度の支出超過に係る手続のため欧州で採用されている会計制度

(5) 下線部は、2011 年 6 月 8 日の法律第 85 号による改正後の規定である。

(6) コムーネ、県、大都市及び州を指す。

(7) 下線部は、2009 年 12 月 31 日の法律第 196 号による追加箇所である。

(8) コムーネ、県、大都市及び州を総称したものである。詳細は、解説注 1 を参照。

等との接続可能性。共通の会計規則との連携のため、民法上の会計枠組みを適用するこの法律に規定する行政のために、会計及び予算のデータに係る再分類のための体系の定義。簡素かつ測定可能で予算計画に関連し、異なる領域団体の間で共通する基準及び手法に基づいて構成される、体系的な成果の指標の定義。第9条及び第13条の規定を具体化するために、州及び地方団体がその承認された予算及び決算を政府に報告しなければならない期限の特定並びに当該期限を遵守しなかった場合の第17条第1項e)号の規定に基づく制裁の規定⁽⁹⁾

- i) 統合会議⁽¹⁰⁾において合意された統一的な様式に従い、一人当たりの収入及び支出を簡素化した方法により、州、大都市、県及びコムーネの予算をインターネットのサイトにおいて公開する義務に関する規定
- l) 租税制度の累進性を変更しないという目標の保持及び公的な支出への協力を目的とした財政力の原則の尊重
- m) 次に掲げる事項のための全ての階層の機関における前例による支出基準からの段階的な移行
 - 1) 憲法第117条第2項m)号に規定する最低限の水準及び憲法第117条第2項p)号に規定する基本的任務に係る資金供与のための標準的需要
 - 2) 他の任務のための財政力の平衡化
- n) 財政及び租税制度の調整に関する国と州との間の立法的権限配分の遵守
- o) 同一課税要件に対するあらゆる多重課税の排除。ただし、国又は州の法により付加税が課されている場合を除く。
- p) 財政上の責任と行政上の責任との一致を

支援するような、その領域で遂行される任務に係る税収と便益との間におおむね相関関係があること。固有の課税を行う上での抑制及び責任

- q) 国による課税の対象ではない課税要件に関して、州法が次の各号に掲げることを可能にする規定
 - 1) 州及び地方税の設定
 - 2) 1)に規定する地方税に関して、コムーネ、県及び大都市が、その自律権を行使する際に適用することのできる税率の変更又はその優遇措置の決定
- r) 欧州連合法を遵守し、かつ、国の法律が定める限度の範囲内で、制定後の改正を経た1996年11月25日の立法命令第625号第19条に規定する開発許可に係る州に居住する市民及び当該州に住所があり、かつ、そこで活動している企業により使用されているガソリン、軽油及び液化石油ガスに関する消費税の改正を州法で定めることができる旨の規定
- s) 地方団体のために税収の配分を定める州の権限及び州への配分に関する権限
- t) その階層〔ここでは、国、州、地方団体の各階層を指す。〕の所掌ではない課税標準及び税率に対して関与しないこと。ただし、地方団体の租税並びに第7条第1項b)号1)及び2)に規定する租税に関する課税標準並びに税率に国が関与する場合には、〔州又は地方団体に〕付与された行政事務と見合った形で、税率の変更又は他の租税の付与により完全な補償を行う措置が同時に採られ、かつ、第5条に規定する会議において事前に当該措置が数値化されるときに限り、当該関与をすることができる。当

(9) 同号は、2009年12月31日の法律第196号により改正された。

(10) 1997年立法命令第281号第8条等に基づき、国の関係大臣並びに州及び地方団体の代表から構成され、国の活動と地方制度の協力振興等を図るものである。

該関与が、その対象となる租税を所掌する階層の政府の行政事務の削減を伴う場合には、その削減に見合った補償がなされる。

- u) 正規団体における租税の徴収分の直接的な貸付又は自動的な移替えの効果的方法を保障する検証及び徴収手段並びにそのメカニズムについての規定。配分される国税は、国の予算内で会計上の完全な明証性を得ることについての規定
- v) 個人データの秘密性を保護するための規則の遵守を保障しつつ、各納税者に対して税運営の活動に資する記録簿及び他のデータベースへのアクセスを保障する方法の定義
- z) 財政及び経済運営並びに課税権の行使における効果的かつ効率的な行為についての報奨並びに経済・財政的な均衡を遵守しない州等又は憲法第 117 条第 2 項 m) 号に規定する最低限度の給付若しくは憲法第 117 条第 2 項 p) 号に規定する基本的任務の遂行を保障しない州等に対する制裁の制度の規定。州又は地方団体が、憲法第 117 条第 2 項 m) 号に規定する最低限度の給付若しくは憲法第 117 条第 2 項 p) 号に規定する基本的任務の遂行を保障しない場合又はこの法律の第 18 条に規定する収束協定からのかい離が継続的かつ規則的な性格を有している場合にあっては、政府が第 17 条第 1 項 e) 号の規定に従った制裁措置を講じる具体的な方式の規定。当該措置は、そのかい離の重大さに比例し、税収及びそれ以外の収入を当然に増加させる手段を併せて適用することができる。また、政府は、当該方式を介して、非常に重大な場合には、2003 年 6 月 5 日の法律第 131 号第 8 条の規定並びに行政及び財政的責任の原則に基づき、憲法第 120 条第 2 項に規定する代行

権限を行使することができる。

- aa) 不履行の州等への z) 号に規定する制裁は、h) 号に従いあらかじめ定められた予算編成の統一基準を遵守しない場合又は財政調整のためのデータの連絡が行われなかった若しくは遅延した場合についても適用する旨の規定
- bb) 州及び地方団体に配分する租税及び〔税収〕配分全体の構成における租税の適切な柔軟性を維持することの保障。その構成要素は、かなりの程度を操作可能な租税とし、各階層の政府について、当該租税による収入の適切な自律性を定める。
- cc) 安定的で、かつ、おおむね全国的に均等な課税標準を伴う複数の租税に区分される適切な租税の柔軟性の規定。当該規定は、潜在的な財政力の低いものを含む全ての州及び地方団体に、その潜在的能力を促進することにより、最低限度の給付及び地方団体の基本的任務には関係しない〔それらを超えた〕水準の支出を行うことを可能にするものとする。
- dd) 第 5 条第 1 項 b) 号に規定する有効性、効率性及び経済性の原則の実質的な具体化を保障するための、収支の決定の透明性及び効率性
- ee) 標準的な税率で算定された州及び地方団体の収入の最大限の自律性に対応した国による課税の縮小並びにそれに対応した国の人的及び物的資源の縮小。平衡化基金及び憲法第 119 条第 5 項に規定する措置のための財源を除き、州、県、コムーネ及び大都市に付与された任務に係る〔州等に対する〕資金供与のための支出規定の国の予算からの削除。
- ff) 水平的補完性⁽¹¹⁾をより完全に活用するこ

(11) 水平的補完性とは、州等が、補完性原理に基づき、一般的利益に関わる活動の遂行のために、市民が個人又は集団として行う自発的な創意を助長しなければならないことを指す。

- とも可能とするような地方税の規律の決定
- gg) 家族の権利及び形成並びに関連する任務の遂行に関し、憲法第 29 条、第 30 条及び第 31 条の規定の完全な具体化の促進に適した手段の特定
- hh) 州及び地方団体の租税の領域性並びに憲法第 119 条の規定に適合した国税収入の配分の領域への交付可能性
- ii) 課税における自治と公共部門における固有の人的及び物的資源の経営の自治との間の概括的な対応。集団協約の運営において様々な階層の政府に自治を認める手段の規定
- ll) 資源の確保及び付与された任務に比例した〔州等に対する〕資金供与の枠組みの概括的な安定性
- mm) 欧州連合法に適合し、十全に活用されない地域における新たな企業活動の創出を特に考慮した発展に資する税制⁽¹²⁾の形態の特定
- 3 第 1 項に規定する立法命令は、経済・財政大臣、連邦制改革担当大臣、法令簡素化担当大臣、州務大臣及び欧州政策担当大臣の提案に基づき、内務大臣、行政・革新担当大臣及び当該立法命令の対象となる事項を管轄する他の大臣との合意の上、採択される。立法命令案は、1997 年 8 月 28 日の立法命令第 281 号第 3 条に規定する統合会議の事前の合意を得た上で、両院に送付される。第 3 条に規定する委員会及び財政的問題について所管する委員会が送付から 90 日⁽¹³⁾以内に意見を表明することができるように、各立法命令案には、支出総額、行政の純債務及び公共部門の需要について、当該立法命令案の規定の効果を明らかにする専門的な報告書を添付するものとする。1997 年 8 月 28 日の立法命令第

281 号第 3 条に規定する期限内に合意が得られなかった場合には、内閣は、両院に送付される報告書を承認する閣議決定を行う。当該報告書においては、合意が得られなかった具体的な理由を記載するものとする。

4 第 3 項に規定する意見の表明の期限が経過した場合には、当該立法命令を採択することができる。政府は、議会の意見に適合させる意思がない場合には、自らの見解及び必要に応じた修正を付して法文を両院に再送付し、各議院に対して説明を行う。再送付から 30 日が経過した場合には、当該立法命令は、政府により最終的に採択される。政府は、議会の意見の表明の後であっても、統合会議において得られた合意に適合させる意思がない場合には、当該合意と一致しなかった具体的な理由を記載した報告書を両院及び統合会議に送付する。

5 政府は、第 1 項に規定する立法命令の決定において、州と地方団体との十分な協力関係を保障する。

6 第 1 項に規定する立法命令の 1 以上を、この法律の施行日から 12 か月以内に定める。第 20 条第 2 項に規定する最低限度の給付に基づいた標準的な費用及び需要の決定については、この条第 1 項に定める期限内に採択される立法命令で定める。政府は、2010 年 6 月 30 日までに、領域団体に対する資金供与の一般枠組み並びに国、州、トレント及びボルツァーノ自治県並びに地方団体相互の財政関係の基本的構造の定量的根拠による暫定的な設定に関する報告書を、可能な資金配分の記載とともに、両院に送付する。当該報告書は、領域団体の租税、〔税収〕配分及び平衡化に関する立法命令案より先に両院に提出する。⁽¹⁴⁾

(12) 特定の地域における経済・産業活動を促進するために減税を行うものである。

(13) 下線部は、2011 年 6 月 8 日の法律第 85 号による改正後の規定である。

(14) 同項は、2009 年 12 月 31 日の法律第 196 号により改正された。

7 第 1 項に規定する立法命令の施行日から 3 年⁽¹⁵⁾以内に、当該立法命令を補完し、及び補正する規定を設ける立法命令を、この法律で定める原則及び指針を尊重して、第 3 項及び第 4 項に規定する手続により、採択することができる。

第 3 条 財政連邦主義実施のための議会委員会

- 1 財政連邦主義実施のための議会委員会を設置し、当該委員会は、会派の議員数の比例を反映させた形で、会派の指名に従い、上下両院議長それぞれの任命によって選出される 15 名の上院議員及び 15 名の下院議員により構成される。委員長は、その委員の中から、上下両院議長の合意により指名される。当該委員会は、委員長の指名から 20 日以内に第 1 回目の集会を行い、委員長とともに議長団を構成する 2 名の副委員長及び 2 名の書記の選挙を行う。
- 2 委員会の活動については、その活動の開始前に当該委員会により承認される内部規則の定めるところによる。
- 3 委員会及び第 4 項に規定する小委員会の設置及び活動に起因する〔金銭的〕負担は、上下両院が内部的財政支出でその半分ずつを負担する。第 4 項に規定する小委員会の会議への参加に関係した負担は、〔その委員が〕代表する機関がそれぞれ支払い、通常の予算配分額にほぼ等しいように措置を講じ、財政の新しい又はより多額の〔金銭的〕負担を生じさせないものとする。第 4 項に規定する小委員会の構成員に対しては、報酬は支払われない。
- 4 委員会と州、大都市、県及びコムーネの連携を保障するため、統合会議において州及び地方団体を代表する構成員から指名される州

等の代表者による小委員会を設置する。小委員会は、上院又は下院において、それぞれの議長の事前の合意を得て開催され、州の代表 6 名、県の代表 2 名及びコムーネの代表 4 名の計 12 名の構成員から成る。委員会は、必要であれば、小委員会からの意見聴取を実施し、その意見を得る。

5 委員会は、次のことを行う。

- a) 第 2 条に規定する立法命令案についての意見を示す。
- b) この法律の規定の具体化の状況を確認し、それについて、第 20 条及び第 21 条に規定する経過期間の終結まで 6 か月ごとに両院に報告する。委員会は、この目的のために、第 4 条に規定する財政連邦主義実施のための国・地方同数の代表者から成る専門委員会又は第 5 条に規定する財政調整常設会議から全ての必要な情報を得ることができる。
- c) 実施された情報収集活動に基づき、所見を述べ、政府に対して第 2 条に規定する立法命令の決定に有益な評価材料を提供する。

6 意見表明のための期限が、委任実施の最終期限まで 30 日未満しか残っていない場合又は当該最終期限を超えた場合には、当該最終期限は 150 日間延期される。⁽¹⁶⁾

7 委員会は、第 20 条及び第 21 条に規定する経過期間の終結とともに解散する。

第 4 条 財政連邦主義実施のための国・地方同数の代表者から成る専門委員会

- 1 第 2 条に規定する立法命令の内容の決定のための情報を取得し、かつ、整理するために、この法律の施行日から 30 日以内に制定される内閣総理大臣令により、経済・財政省に、中央統計機構の代表者 2 名を含む 32 名

(15) 下線部は、2011 年 6 月 8 日の法律第 85 号による改正後の規定である。

(16) 同項は、2011 年 6 月 8 日の法律第 85 号により改正された。

の構成員⁽¹⁷⁾から成り、30名の半数を国の代表者である専門家、残りの半数を憲法第114条第2項に規定する団体の代表者である専門家とする、財政連邦主義実施のための専門委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。委員会の会議には、下院及び上院各1名の各議長から任命された代表者である専門家、並びに2005年2月4日の法律第11号第5条、第8条及び第15条に規定する州及び自治県議会議長会議の内部での合意により任命された、州及び自治県議会の代表者である専門家1名が出席するものとする。

- 2 委員会は、財政、経済及び租税に関する情報基盤を共有する場であり、今後発生し得る情報の需要を充足するために必要とされる情報収集及び活動の実現を促進し、コムーネ、県、大都市及び州の財政制度並びに各政府間の財政関係の再編成のための諮問に応じた活動を遂行する。この目的のため、国、州及び地方団体の行政機関は、財政、経済及び租税に関するデータについての必要な情報を提供する。
- 3 委員会は、第1項に規定する命令の施行日から15日以内に招集される第1回の会議において、自らの活動に関する日程及び手続の規則を採択する。
- 4 委員会は、統合会議の範囲内で活動し、第5条に規定する会議の設置後、当該会議の専門分野に関する事務局の機能を果たす。委員会は、各院の要請に基づき、両院に、各議会の要請に基づき、州議会及び自治県議会に情報及びデータを送付する。

第5条 財政調整常設会議

- 1 第2条に規定する立法命令は、統合会議の範囲内で、財政の調整に係る常設機関とし

て、様々な階層の政府機関の代表が参加する財政調整常設会議（以下、「会議」という。）の設置を規定し、次の各号に掲げる原則及び指針に基づき、その活動及び構成を規律する。

- a) 会議は、財政圧力及び負債の水準の関係から、分野ごとの財政の目標の決定に協力し、特に第18条に規定する収束協定の手続に係る事項のため、生じ得る財政の目標からのかい離を確認する手続の決定に協力し、当該目標の尊重のために必要とされる措置の発動を促進し、当該措置の実施及び効果を検証し、効果の指標及び関連するインセンティブの決定のための提案を提示し、報奨的な制度の適用、制裁の制度の尊重及びそれらの機能について監視する。
- b) 会議は、効果、効率性及び透明性の原則に従い、平衡化基金の適正な使用のための基準を提案し、その適用を検証する。
- c) 会議は、第16条に規定する措置のための基金の使用を検証する。
- d) 会議は、コムーネ、県、大都市及び州の新たな財政制度の機能について、第10条第1項d)号に規定する妥当性を含め、定期的な検証を保障し、さらに、様々な階層の政府の間の財政関係の検証及び各階層の政府が遂行する任務に関する財源の最適性を保障し、必要に応じ制度の改正又は調整を提案する。
- e) 会議は、州等の行政機関により提供された財政及び租税に関するデータ及び情報基盤の妥当性を検証する。
- f) 会議は、上院、下院、州議会及び自治県議会に対し、収集した全ての情報を提供する。
- g) 会議は、第4条に規定する委員会を、調査活動及び必要とされる補佐を遂行するた

(17) 下線部は、2009年12月31日の法律第196号による改正後の規定である。

めの専門分野に関する事務局として活用し、この目的のために、サービスの費用、財源及び質の指標であって、サービスの標準的な費用及び需要並びに目標を決定するため並びにサービスの目標の達成の程度を評価するために使用されるものを含むデータベースを設ける。

- h) 会議は、標準的な費用及び需要並びにサービスの目標への収束行程の実現を定期的に検証し、かつ、統合会議における比較及び連結評価の対象である、財政連邦主義に関する規則の実施に関係する様々な階層の政府の間での利害の調停を促進する。

2 会議の決定は、両院に送付する。

第6条 国会における納税者記録簿監視委員会の任務

- 1 1976年3月27日の法律第60号⁽¹⁸⁾第2条第1項の末尾に、次の語を加える。「並びにさらに地方税に関連する情報システムを監視することにより、当該租税の検証及び徴収に係るサービスの管理に関する事実調査及び研究を実施する任務」

第2章 国と州の財政関係

第7条 州税及び国税収入の配分に関する原則及び指針

- 1 第2条に規定する立法命令は、次の各号に掲げる原則及び指針に基づいて、州税を規律する。
- a) 州は、憲法が州の専属的及び競合的な権限に配分した事項における任務の遂行による支出並びに国の専属的権限の事項であっ

て、それに関して州が行政権限を行使するものによる支出を行えるよう、付加価値税(IVA)の収入の配分を優先して、租税及び国税収入の配分について定める。

b) 州税は、次のものとする。

- 1) 国の法律により導出、創設及び規定され、その収入が州に配分される固有の租税

- 2) 国税の課税標準に対する付加税

- 3) 現在、国の課税の対象ではない課税要件に関して、州がその法律により設ける固有の租税

- c) 州は、b)号1)に規定する租税について、その法律により、国の立法で定められた限度及び基準に従い、欧州連合法を遵守して、負担率を改正し、免除、控除及び課税標準の引下げを定めることができる。州は、b)号2)に規定する租税について、その法律により、国の立法で定められた限度まで、付加税率の割合変更を導入し、控除を定めることができる。

- d) 国の法律により設けられた州税の収入及び国税の配分の州への配分方式は、憲法第119条に規定する領域性の原則に適合するように定める。この目的のために、当該方式は次の点を考慮しなければならない。

- 1) 消費を課税要件とする租税については、消費地。サービスについては、最終的な享受主体の住所を消費地とみなすことができる。

- 2) 財産に基づく租税については、取得元の特定

- 3) 生産に基づく租税については、労働提供の場

(18) Legge 27 marzo 1976, n. 60, Conversione in legge, con modificazioni, del decreto-legge 30 gennaio 1976, n. 8, recante norme per l'attuazione del sistema informativo del Ministero delle finanze e per il funzionamento dell'anagrafe tributaria (財務省の情報システムの具体化及び納税者記録簿の機能に係る規則に関する1976年1月30日の緊急法律命令第8号の修正を伴う法律転換)。

- 4) 個人所得に関する租税については、所得を得た者の居所
- e) 国の法律に根拠を有する州税の収入及び国税の収入の配分は、用途の制約を受けない。

第8条 立法権限の行使の方式及び資金供与の手段に関する原則及び指針

- 1 資金供与の規則を州に帰属する任務の様々な性質並びに憲法第119条に規定する収入及び支出の自治の原則に適合させるため、第2条に規定する立法命令は、次の各号に掲げる原則及び指針に従い採択される。
 - a) 憲法第117条第3項及び第4項に規定する立法権限事項に関連する支出並びに国の専属的権限事項で州が行政権限を行使するものに関連する支出の分類。当該支出は、次に掲げるものとする。
 - 1) 憲法第117条第2項m)号の義務に関する支出
 - 2) 1)に規定する義務に関連しない支出
 - 3) 第16条に規定する特定補助金、欧州連合の資金及び国の共同支出により資金供与された支出
 - b) 国の全領域における効率性及び適正さの条件の下に割り当てべく、州及び地方団体との十分な協力により、国の法律に定められた最低限度の給付に結びついた標準的費用を尊重して、a)号1)に関する支出を定める方式の決定
 - c) 地方公共交通のための支出について、支払総額の決定において国の全領域における適切な水準のサービスの提供及び標準的費用に配慮する方式の決定
 - d) a)号1)に規定する支出が、第7条第1項b)号1)に規定する導出された固有の租税、個人所得税に対する州の付加税及び付加価値税に係る州の配分の収入で、統一

的な税率及び課税標準により評価されたものと並びに平衡化基金の特定の配分額により、前記の条件とともに各州への完全な資金供与を保障するように、支払われる方式の決定。暫定的な方法として、第1段に規定する支出は、他の租税により代替されるときまで、州生産活動税（IRAP）の収入によっても資金供与される。

- e) a)号2)に規定する支出が第7条第1項b)号に規定する租税の収入及び第9条に規定する平衡化基金の配分額により支払われる方式の決定
- f) 州による貸付償還金に係る現在の国の補助金を除いて、a)号1)及び2)に規定する支出の支払のための国による移転の廃止
- g) a)号1)に規定する支出に充てられる租税及び配分の割合が、各州において、b)号の規定により算定された最低限度の給付のための需要に必要な資金を保障するために必ず十分であるよう定められる方式の決定。さらに、租税収入が不十分である州における最低限度の給付に対する資金供与に第9条に規定する平衡化基金の配分額を加える方式の決定
- h) a)号2)に規定する支出の支払のための国による移転の総額を、1995年12月28日の法律第549号第3条第2項及び第3項に規定する平衡化基金に既に向けられたものと並びに現状で州生産活動税の収入と等しい額を支払うものを除き、個人所得税に対する州付加税の平均調整率から生じる収入により代替する方式の決定。新たな調整率の値は、州全体に対して、廃止された移転の総額と正確に（esattamente）等しい資金額を保障するのに十分な水準で定められなければならない。
- i) 憲法第118条の規定の具体化において、国から州に移譲される行政事務に係る負担

に対して、この法律の原則に適合し、制定後の改正を経た2003年6月5日の法律第131号第7条に規定する方式に基づいた、適切な形態の財源により措置する方式の決定

- 2 教育に関する国と州の合意に各州が従う手続において、第1項a)号1)に関係する支出についてのこの条の規定に従い、関係する資金供与について措置する。
- 3 第1項a)号1)の支出には、保健及び生活援助のための支出並びに教育に関しては現行規則により州に付与されている行政事務の実施のための支出を含む。

第9条 州のための平衡化基金の規模及び配分の決定に関する原則及び指針

- 1 第2条に規定する立法命令は、憲法第117条第2項e)号及び第119条第3項の規定の具体化において、州のために垂直的〔財政調整の〕性格を有する国の平衡化基金の規模及び配分の決定に関して、次の原則及び指針に従い採択される。
 - a) 第8条第1項a)号1)に規定する支出のために割り当てられる付加価値税収入の配分及び第8条第1項a)号2)に規定する支出のための第8条第1項h)号に規定する州税収入の配分額で賄われる、住民1人当たりの財政力の低い州のための平衡化基金の創設。基金の配分額は、用途の定めなく割り当てられる。
 - b) 住民1人当たりの財政力の異なる領域間の差異について、〔領域の〕順序を変えること及び領域における経済的状況の発展後の変更を妨げることなく、適切に減少させる財政力の差異平衡化原則の適用
 - c) 次の理由で基金の資金を支払わなければならないときに用いられる方式の決定
 - 1) 第8条第1項b)号に規定する方式に

より算定される第8条第1項a)号1)に規定する支出の財源に必要な財政的需要と、最低限度の給付のための標準的需要に対応する支出の財源全てを保障するように、州に認められた租税による州の収入であって、課税上の自律性の行使及び税務調査活動における州の協力に基づく課税標準の把握による収入変更を除いて決定されたものとの差異

- 2) この条g)号から導かれる財政的必要性
- d) 平衡化基金に関する各州の帰属分の決定が、標準的需要への支出の財源全てを保障するように、平衡化すべき財政力及び憲法第117条第2項m)号の規定の具体化に関わる立法から生じる義務を考慮に入れる方式の決定
- e) 脱税に対する対抗措置から由来する収入を除き、最低限度の給付のための支出の完全な支払を保障するように、第8条第1項d)号及びg)号に規定する税率の最低水準が決定される州に対し、予測データから実際の租税の収入を差し引いた差額の財源が保障される。実際の租税の収入が予測データを超えた場合には、認められた差額は、国の予算に組み込まれる。
- f) 地方公共交通のための経常勘定の支出については住民1人当たりの財政力に係る領域間の差異を適切に縮小するように、資本勘定の支出については財源の保障された標準的需要を考慮して、平衡化基金の配分額を割り当てる方式の決定
- g) 第8条第1項a)号2)に規定する支出のため、平衡化基金の配分額を次に掲げる基準に基づき、割り当てる方式の決定
 - 1) 財政力の高い州、すなわち、第8条第1項h)号に規定する州税の住民1人当たりの収入が住民1人当たりの全国平

均の収入を超えている州は、当該基金から資金を受け取らない。

- 2) 財政力の低い州、すなわち、第8条第1項h)号に規定する州税の住民1人当たりの収入が住民1人当たりの全国平均の収入を下回っている州は、住民1人当たりの全国平均の収入の点で、当該州税による住民1人当たりの収入の州間の差異を縮小する目標の観点から、他の州において得られた収入の配分額により増資された平衡化基金の再配分に参加する。
- 3) 第2条に規定する立法命令の定める下限より人口の少ない州については、平衡化基金の再配分に際して、人口の要素を反比例させる形で考慮する。
- h) d)号の適用の結果生じる平衡化基金の配分額が、年間割当において明瞭に指示される方式の決定。当該指示は、使途の制約をもたらさない。

第10条 州に移譲された任務に係る資金供与に関する原則及び指針

- 1 第2条に規定する立法命令は、州に移譲された任務に係る資金供与に関して、憲法第117条第3項及び第4項に規定する州の立法権限の事項において、次に掲げる原則及び指針に従い、採択される。
 - a) 国の予算における人件費を含む支出及び機能に関連する項目の削除
 - b) 国税の税率引下げ及びそれに対応する次に掲げる租税の〔税率〕引上げ
 - 1) 第8条第1項a)号1)に規定する支出について、第7条第1項b)号1)及び2)に規定する租税
 - 2) 第8条第1項a)号2)に規定する支出について、第27条第4項に規定するものを除き、第8条第1項h)号に規定する州税

- c) 住民1人当たりの財政力の低い州のために平衡化基金に支出することを目的とした付加価値税収の州への配分又は個人所得税の〔州への〕配分の比率の引上げ
- d) 第8条第1項g)号に規定する標準的な需要の財源となる租税の妥当性について、〔州の〕収入及び実施する任務との相互関係の面から、定期的な検証を実施する方式の決定

第3章 地方団体の財政

第11条 コムーネ、県及び大都市の任務に係る資金供与についての原則及び指針

- 1 第2条に規定する立法命令は、コムーネ、県及び大都市の任務に係る資金供与について、次の原則及び指針に従い採択される。
 - a) コムーネ、県及び大都市の任務に関する次の支出の分類
 - 1) 国の立法により特定される支出で、憲法第117条第2項p)号に規定する基本的任務に関するもの
 - 2) 基本的任務以外に関する支出
 - 3) 特定補助金、欧州連合の資金及び第16条に規定する国の共同支出により支払われた支出
 - b) a)号1)に規定する支出及び場合により当該支出に含まれる最低限の水準の給付についての〔支出の〕支払が、標準的な需要に基づく完全な資金供与を保障し、かつ、固有税、国税及び州税の収入の配分、当該〔国〕税に対する付加税並びに平衡化基金により保障される方式の決定。当該付加税の変更可能性は、地域ごとにコムーネの人口を考慮して定める。
 - c) a)号2)に規定する支出が、固有税の収入、税収の配分及び住民1人当たりの財政力に基づく平衡化基金により支払われる

方式の決定

- d) 憲法第118条の規定に基づき、かつ、2003年6月5日の法律第131号第7条に規定する方式に従って、コムーネ、県及び大都市に対し、追加的な任務を移譲することを検討するための方式の決定。その目的は、資金供与と移譲について同時に措置されなかった場合に、全地方団体に、当該任務に係る完全な資金供与を保障することである。
- e) 第13条の規定に基づき平衡化基金に充てられる配分額並びに地方団体による貸付償還金に係る現在の国及び州の補助金を除いて、a) 号1) 及び2) に規定する支出の支払のための国及び州による移転の廃止
- f) 国税及び州税の配分の収入は、使途の制約を持たない。
- g) それぞれの任務の最適な遂行のための地方団体の人口及び領域の規模の最適性の評価並びに、連携することにより総人口が第2条に規定する立法命令の定める下限を下回らない小規模なコムーネ、山岳地帯及び小規模島嶼の特に特殊性に関する領域的特性の保護

第12条 地方団体の収入及び支出の調整及び自治に関する原則及び指針

- 1 第2条に規定する立法命令は、地方団体の収入及び支出の調整及び自治に関して、次の各号に掲げる原則及び指針に従い、採択される。
 - a) 国の法律は、現存する租税の代替又は変更により、並びに元来国税である租税又はその一部のコムーネ及び県への付与により、コムーネ及び県の固有税を特定する。国の法律は、当該租税につき、課税要件、課税客体及び課税標準を定める。国の法律は、国の全領域で適用される基準税率を適切な

柔軟性を保障しながら定める。

- b) 第11条第1項a) 号1) に規定する基本的任務に関するコムーネの支出が優先的に次の財源のうちの1又は2以上により支払われる方式の決定。付加価値税の配分からの収入、個人所得税の配分からの収入及び固定資産税。ただし、修正を伴い2008年7月24日の法律第126号により「法律に」転換された2008年5月27日の緊急法律令第93号第1条の規定に従って、不動産に対するコムーネの租税に関する立法の規定で、この法律の施行日に効力を持つものに基づく課税客体である主たる住居のために用いられる不動産に対する財産税を除く。
- c) 第11条第1項a) 号1) に規定する基本的任務に関する県の支出が、自動車による輸送に関連する課税要件を持つ租税及び国税の配分からの収入により、優先的に支払われる方式の決定
- d) 課税上の自律性を活用することにより、公共事業及び社会サービスにおける複数年の投資の実現等の特定の目的又は観光及び都市交通等の特定の事項に由来する負担の支払に関して固有のコムーネ税を定め、適用する権限をコムーネに付与する、1又は2以上の固有のコムーネ税に関する規定
- e) 課税上の自律性を活用することにより、特定の制度的な目的に関し、固有の県税を定め、適用する権限を県に付与する、1又は2以上の固有の県税に関する規定
- f) 課税上の自律性の拡大又は国税の配分率の増大その他のコムーネ間の連合及び合併を促進する報奨の形式の規定
- g) 租税に関する固有の立法権の範囲内で、州が、コムーネ、県及び大都市の新税を、当該地方団体に認められた自治の範囲を特定することにより、各領域において創設することを可能とする規定

- h) 法律で定める限度内で、地方団体が、当該法律により自らに付与された租税の税率を変更し、優遇措置を導入する権限を行使することを可能とする規定
- i) 地方団体が、関係規則及び監視当局の決定を遵守した上で、市民個人の求めに応じても与えられる給付又はサービスのための料金の決定において十全な自律性を有するとの規定
- l) 優れたコムーネ及び県に対する報奨に関して、安定及び成長協定の遵守に係る財政調整原則の特定にあたり、当該地方団体が属する州又は当該州の他の地方団体により支払可能な額の資本勘定における支出に関しては、国法が地方団体の予算政策に制約を設けることができない旨の規定

第 13 条 地方団体のための平衡化基金の規模及び配分に関する原則及び指針

- 1 第 2 条に規定する立法命令は、地方団体のための平衡化基金の規模及び配分に関して、次の原則及び指針に従い採択される。
 - a) 地方団体が実施する任務に係る資金供与について協力するために、異なる種類の団体ごとの配分額の独立した指示により一般的租税で賄われる国の平衡化基金により拠出される、州予算におけるコムーネのための平衡化基金並びに県及び大都市のための平衡化基金の創設。前例による支出の基準からの移行に関して、第 2 条第 2 項 m) 号 1) 及び 2) に定める原則を考慮し、第 12 条第 1 項 d) 号及び e) 号に規定する租税並びに第 16 条に規定する補助金を除いて、基本的任務のための標準的総需要と第 12 条の規定に基づきコムーネ及び県に帰属する一般的に適用される標準化された総収入との差額に合わせて、当該任務の遂行に関し、各階層の政府に対して基金の規模

を定める。

- b) a) 号に規定する基金の規模を定期的に改定し、関係する財源を再定義する方式の決定
- c) 第 11 条第 1 項 a) 号 1) に規定する基本的任務に関連する部分について、各地方団体間での平衡化基金の配分は、次の事項に基づいて行う。
 - 1) 利子を除く経常支出の標準化された値と一般的に適用される租税収入及び固有の収入の標準化された値との差額として算定される財政的需要の指標
 - 2) 資本勘定における支出の支払について、関係する州計画に適合した社会資本需要の指標。当該指標は、地方団体が受け取る社会資本的性格の欧州連合の資金供与の規模及び当該団体が受ける付加性の制約を考慮するものとする。
- d) 人口、特に山岳地帯の存在に関する領域的特質並びに異なる地方団体の人口、社会及び生産上の特質に由来する支出の多様性を考慮するために修正された、住民 1 人当たりの統一的な配分額に基づいて、標準化された経常支出を、c) 号に規定する目的のために算定する方式の決定。需要の決定における各地方団体の個々の特質の重要性は、各団体の前例による支出のデータを利用し、外部化したサービス又は連携して実施されるサービスに関する支出も考慮して、統計的手法により、決定する。
- e) 地方団体間の平衡化基金の配分のための標準化を目的として考慮される収入が、標準税率により評価された固有の租税によって表わされる方式の決定
- f) 基本的任務以外の任務の遂行に関連する支出について、第 2 条に規定する立法命令の定める下限より少ない人口の地方団体に関し、人口の要素を反比例させる形で考慮

し、当該地方団体の「他の地方団体との」連携体制への参加を考慮して、コムーネのための平衡化基金並びに県及び大都市のための平衡化基金が財政力の差を縮小する方式の決定

- g) 統合会議において承認される協定により定められる基準に基づき、地方団体との合意の上、国から平衡化基金の名の下に、州の領域内のコムーネ、県及び大都市に対して割り当てられる資金の総額を参照しながら、州が標準化された経常支出を d) 号に規定する基準に基づき自ら評価し、及び標準化された収入を自ら評価し、並びに社会資本の需要を自律的に評価することができる方式の決定。この場合においては、当該資金の配分は、この号に規定する方式により決定された基準に基づき行われる。
- h) 領域内のコムーネのための平衡化基金並びに領域内の県及び大都市のための平衡化基金の名の下に州により受領された基金は、州により、その受領の日から20日以内に権限を有する地方団体に移転される。この期限内に州が標準化された支出及び標準化された収入の再決定並びにその結果として g) 号に規定する方式による各地方団体が権限を有する平衡化基金の配分額の再決定の措置をとらなかった場合には、この法律第2条に規定する立法命令で定める基金の配分の基準を適用する。標準化された支出及び標準化された収入の再決定が行われた場合も、その再決定により、地方団体への平衡化の資金の割当の遅延をもたらすことはできない。州がこの号の規定を遵守しない場合には、国は、2003年6月5日の法律第131号第8条の規定に基づき、憲法第120条第2項に規定する代行権限を行使する。

第14条 憲法第116条第3項の規定の具体化

- 1 憲法第116条第3項の規定に基づき、1又は2以上の州に自治の特定の形式及び条件を付与する法律により、憲法第119条及びこの法律の原則に適合した必要な財源の割当も規定する。

第4章 大都市への資金供与

第15条 大都市への資金供与

- 1 第2条に基づき、第11条、第12条及び第13条に規定する原則に従って採択された特定の立法命令により、他の領域団体により遂行される任務に対応する課税上の自律性を大都市に付与し、かつ、その任務が移譲された地方団体からの資金の移転により、大都市の任務の複雑さに対応する規模で収入及び支出のより十全な自治を保障するように、特定の租税を付与することによっても、大都市の任務に対する資金供与を保障する。当該立法命令は、第12条第1項 d) 号の規定は有効として、大都市に対し、コムーネに割り当てられた租税及び収入とは異なるものを含む固有の租税及び収入を割り当て、大都市がその基本的任務の遂行に基づく支出の支払と関連して、租税を適用する権限を規律する。

第5章 特別措置

第16条 憲法第119条第5項に規定する措置

- 1 第2条に規定する立法命令は、憲法第119条第5項の規定の具体化に関して、次の各号に掲げる原則及び指針に従い採択される。
- a) 憲法第119条第5項に規定する目標のための措置が、複数年計画の手法に基づき、国の予算による特定補助金、欧州連合の資金及び国の共同支出によって資金供与される方式の決定。欧州連合の資金は、国の特

定補助金の代用とすることはできない。

- b) 国の予算による特定補助金を、その目的を維持しながら、コムーネ、県、大都市及び州に配分される使途の制約された適切な基金に加えること。
- c) 地域固有の現実、特に、社会・経済的現実、社会資本の不足、人権、州等の地理的配置、他国又は特別州との境界への近接性、山岳地域及び小規模島嶼、経済的及び社会的発展の促進を目的とした歴史的及び芸術的遺産の保護の必要性に対する配慮
- d) 経済発展、国の十全に活用されていない地域の結束及び社会的連帯を促進するための措置、経済的及び社会的不均衡を除去するための措置並びに人権の実質的な行使に資する措置の特定。十全に活用されていない地域を支援するための経済的及び社会的な構造的な不均衡の除去のための活動は、使途を限定された複数年にわたる資金を供与される体系的計画で組織された特別措置を介して、具体化される。
- e) この条の規定に基づき国により給付される資金の活用目標及び基準を、統合会議における合意の対象とし、財政政策を決定する各年の措置により規律する方式の決定。資金の規模は、当該措置により決定する。

1-2 第1項に規定する措置は、憲法第119条第5項に規定する要件に関係する全ての領域団体に及ぶ。⁽¹⁹⁾

第6章 様々な階層の政府の調整

第17条 様々な階層の政府の調整及び財政規律

1 第2条に規定する立法命令は、様々な階層の政府に係る調整及び財政規律に関して、

次の各号に掲げる原則及び指針に従い採択される。

- a) 財政力の順位原則を保持し、かつ、領域内の経済的状況の発展による当該順位の変更を可能にするような、平衡化の前後における住民1人当たりの財政力の差及び全財源の透明性の保障
- b) 各州及び各地方団体の安定及び成長協定の遵守への協力のための、権限及び実績の両面における収支目標の尊重。財政自治に関する賞罰制度にも関連して、コムーネ、県、大都市及び州の能力を評価する、当該目標に基づいた基本的指標の決定
- c) 州による財政の残高の目標の保障。州は、諸州における財政状況の多様性に関して、その領域における各地方団体の財政収支の発展の規則に区別を設け、当該団体と調整の上、国の立法者により定められる規則及び制約を適合させることができる。
- d) 州及び地方団体により提供されるサービスの適切な質的水準を保障することに適した効率性及び最適性の指標の特定
- e) 高い質のサービスとともに、同等のサービスを提供し同一階層に属する他の地方団体の平均より財政圧力が低くなるよう保障する地方団体、この法律の規定の尊重を保障し、かつ、国全体のために負担及び責任を引き受けることにより、環境的な性格を有するものを含む戦略的計画に参加する地方団体又は女性の就職及びその企業家としての能力を促す地方団体に対する報奨制度の導入。財政の目標について業績の劣る地方団体に対する制裁の制度の導入。この制度は、当該地方団体の利用可能な財産に含まれる動産及び不動産の譲渡並びに課税上の自律性の最大規模での実施等、目標の達

(19) 同項は、2011年6月8日の法律第85号による追加箇所である。

成のために適当な措置の実施が明らかになるまで、組織計画における欠員の補充の措置の禁止及び自由裁量の活動のための支出（欧州連合の政策の実現のための州又は地方団体の共同支出に関するものを除く。）の予算への計上の禁止を決定する。2000年8月18日の立法命令第267号に定められた統合法第244条に規定する財政破綻を宣告された地方団体の責任ある行政官の被選挙権の停止の場合及び公法人により監督され、又は出資されている法人への就職の禁止の場合の特定を伴う、州及び地方団体に課せられた経済・財政的な均衡及び目標を尊重しない場合における政府機関及び行政機関の自動的な制裁の仕組みを規定すること。州財政の重大な破綻を引き起こした活動は、憲法第126条第1項に規定する法律の重大な違反の場合に含まれる。

第18条 収束協定

- 1 財政法案の範囲内で、又は財政政策に関連する適切な法案により⁽²⁰⁾、経済・財政計画文書により適切に特定された目標及び措置に適合するように、政府は、統合会議での議論及び関連する評価を経て、様々な階層の政府の標準的な費用及び需要の収束⁽²¹⁾の目標並びに憲法第117条第2項 m) 号及び p) 号に規定する最低限度の給付及び基本的任務に関するサービスの目標の収束の行程を実現するための財政の動的な調整の規則を提案する。財政調整常設会議（ママ）により実行される監視により、1又は2以上の「領域」団体が当該団体に課せられた目標を達成していないこ

とが明らかになった場合には、国は、統合会議における合意を得て、住民1人当たりの費用について最も大きなかい離のある「領域」団体に限定して、かい離の原因を確定し、必要な専門的支援を当該団体に提供すること及び可能な場合には同一階層の団体によりよい実践を普及させる方法を提供すること等を通じて着手すべき是正活動を決定するために、「収束目標実行計画」という名称の手続を開始する。

第7章 州及び地方団体の財産

第19条 コムーネ、県、大都市及び州の財産

- 1 第2条に規定する立法命令は、憲法第119条第6項の規定の具体化に関して、次の各号に掲げる原則及び指針を尊重し、コムーネ、県、大都市及び州に対する固有の財産の付与のための一般原則を定める。
 - a) 領域の規模、財政能力並びに様々な州及び地方団体により実質的に行使され、又は遂行される権限及び任務を踏まえ明確に類型化された財を各階層の政府に「対し」その負担を伴わないで付与すること。ただし、当該類型の範囲内で付与される個別の財を特定する適当なリストは国が決定する。
 - b) 領域性の基準に基づいた不動産の付与
 - c) コムーネ、県、大都市及び州に対する財の付与を目的とした、統合会議における調整の要求
 - d) 国の文化遺産に属する財その他の移転することのできない国の重要な財の類型の特定

(20) 下線部は、2009年12月31日の法律第196号による追加箇所である。

(21) イタリアで伝統的な地域間の不均衡を抑制すべく、様々な階層の政府間における標準的な費用及び需要並びに基本的なサービスの目標の調整を行うことをいう。

第8章 経過規定及び終末規定

第20条 州についての経過規定に関する原則及び指針

- 1 第2条に規定する立法命令は、次の各号に掲げる原則及び指針を尊重して、州についての経過規定を定める。
 - a) 第9条に規定する平衡化基金の配分額の算定基準は、特別に割り当てられる資金を差し引き、2006年から2008年までの平均として各州において示された移転の値から同条の基準により決定される値への段階的移行を保障するための経過期間の終結後に適用される。
 - b) 第9条により定める基準の使用は、最低限度の給付の財政的内容の実質的な決定以降、前例による支出から標準的需要への5年間の収束過程を介して行われる。
 - c) 憲法第117条第2項m)号に規定する事項と異なる事項について、資金供与制度は、5年以内に前例による支出基準から住民1人当たりの財政力に応じたものに段階的に変化しなければならない。立法命令の実施において、複数の州について重要かつ正当な持続不可能性の客観的な状況が現れた場合には、国は、国、州並びにトレント及びボルツァーノ自治県との関係に関する常設会議の合意を得た上で、この号に規定する経過期間と等しい期間の補償的性格を有する修正制度を開始することができる。
 - d) c)号に規定する補償制度は、第18条に規定する収束目標実行計画と調整された、〔領域〕団体の再組織化の組織的計画とともに開始する。
 - e) b)号及びc)号に規定する5年の期間の始期の特定
 - f) 経過期間中、予測データと第8条第1項g)号に規定する租税の実際の収入との間

で前者が大きかった場合、州にその差額の補てんを保障すること。

- g) 経過期間中、予測データと第8条第1項g)号に規定する租税の実際の収入との間で後者が大きかった場合、その差額は、国の収入とすること。
 - h) 第10条第1項b)号及びc)号に規定する州の新たな収入の額が、同条に規定する州全体について、同条第1項a)号に規定する項目の値を下回らないこと並びに既に移譲された任務に係る財源の最適性及び妥当性について、国、州並びにトレント及びボルツァーノ自治県との関係に関する常設会議において合意された検証が行われることを保障すること。
- 2 国の法律は、生活援助の基本的な水準及び給付の基本的な水準の決定を規律する。国の法律によりこれらについて新たに決定するときまでは、国の立法に基づいて既に決定されている生活援助の基本的な水準及び給付の基本的な水準が考慮される。

第21条 地方団体のための経過規定

- 1 この法律の最初の適用の際には、第2条に規定する立法命令は、次の各号に掲げる原則及び指針に従い、地方団体のための経過規定を定める。
 - a) 憲法第118条の規定の具体化の過程において、国又は州は、この法律の原則に適合する財源の適切な形式を同時に決定し、国又は州に立法権限が属する事項における行政の追加的な任務に係る資金供与の措置及び当該立法命令の施行日に国又は州により実施される任務の内容が再定義された場合には、これに起因する負担の措置を講ずること。
 - b) この法律に基づくコムーネ及び県の新たな収入額が、コムーネ全体及び県全体につ

いて、第11条第1項e)号に規定する移転の値に対応すること及び統合会議において妥当性の検証が行われることを保障すること。

- c) 標準的な需要の決定の過程において、現行法に基づく国庫からの移転の観点において資金援助が過大である地方団体に比して資金援助が過少である地方団体のために、資金の再均衡の必要を考慮すること。
- d) 第11条第1項e)号の規定に基づき廃止された国による移転で、コムーネ及び県の支出の支払を目的としたもの（第16条に規定する補助金を除く。）と第12条の規定に基づくコムーネ及び県への当該移転に代わる収入であって、これを超える額のものとの差額に等しい規模で、前例による支出の基準からの移行に関して、第2条第2項m)号1)及び2)に規定する原則を考慮し、コムーネ及び県の平衡化基金を各階層の政府について決定すること。
- e) 基本的任務の遂行に関する支出その他の支出について、5年の期間、前例による支出の基準からの移行を保障するように、経過期間の規則、期間及び方式を決定すること。地方団体の基本的任務の特定に関する規定の施行日までは、次に掲げることが行われる。
 - 1) コムーネ及び県の任務の需要に対し、第2項の規定に基づき、支出の80パーセントを基本的なもの、支出の20パーセントを基本的でないものと考慮して資金が供与されること。
 - 2) コムーネ及び県について、1)に規定する支出の80パーセントは、国税の配分その他の自律的財政及び平衡化基金からの収入により支払われること。1)に規定する支出の20パーセントは、州税の配分その他の自律的財政及び平衡化基

金からの収入により支払われること。

- 3) 2)のために、第2項に規定する立法命令の案の決定の日に、承認された直近の決算書が参照されること。

- f) e)号に規定する5年の期間の始期の特定

2 この法律の実施、特に標準的な需要又は第11条及び第13条に規定する財政力に基づく地方団体の平衡化基金の規模及び配分の特定のために限り、この法律を最初に適用する際、第2条に規定する立法命令において、この条に基づき、標準的な需要に基づく完全な資金供与のために、支出の対応する項目により特定され、数値化された任務が、1996年1月31日の共和国大統領令第194号に規定する命令に規定する任務及び関連するサービスの分類に基づき、暫定的に考慮される。

3 コムーネに関して、第2項のために考慮すべき任務及び関連するサービスは、暫定的に次のとおりとする。

- a) この法律の施行日に利用可能な予算により認められた支出の70パーセントに当たる額の執行、管理及び統制の一般的任務
- b) 地方警察の任務
- c) 保育サービス、就学援助及び給食サービス並びに学校建築その他の公教育の任務
- d) 道路及び交通分野における任務
- e) 地方公共住宅建築サービス、建築計画及び統合的な水道サービスを除く、領域及び環境の管理に関する任務
- f) 社会部門の任務

4 県に関して、第2項のために考慮すべき任務及び関連するサービスは、暫定的に次のとおりとする。

- a) この法律の施行日に利用可能な予算により認められた支出の70パーセントに当たる額の執行、管理及び統制の一般的任務
- b) 学校建築その他の公教育の任務
- c) 交通分野における任務

- d) 領域管理に関する任務
- e) 環境保護分野における任務
- f) 労働市場サービスに関する経済発展分野における任務

5 第2項に規定する立法命令は、第3項及び第4項に規定する一連の任務が、統合会議の場でまとめられる国、州、県及びコムーネの合意に沿って調整できる旨を定める。

第22条 社会資本の平衡化

- 1 この法律の最初の適用の際には、経済・財政大臣が、連邦制改革担当大臣、法令簡素化担当大臣、州務大臣及び関係事項を管轄するその他の大臣との合意の上、現行法に基づき、保健、生活援助及び学校の施設並びに道路、高速道路及び鉄道のネットワーク、下水道、水道、電気及びガス輸送・配給のネットワーク、港湾及び空港の施設に係る社会資本についての措置を承認する。承認は、特に次の要素を考慮して行う。
 - a) 領域の面積の拡大
 - b) 特に南部における道路ネットワークの評価
 - c) 社会資本及び発展の不足
 - d) 人口及び生産単位の密度
 - e) 山岳地帯の特殊な要件
 - f) 各領域における社会資本整備費の欠乏
 - g) 島嶼性から生じる経済発展の相違の効果の測定に関する客観的指標の定義に基づき、憲法第119条第5項に規定する特別措置の財源の規模にも関係する島嶼部の特殊性
- 2 第20条及び第21条に規定する経過期間において、地方公共交通及び島嶼との接続その他の社会資本の不足の回復のために、この条第1項に規定する承認に基づき、憲法第119条第5項に規定する目標のための措置を

特定する。当該措置は、標準的な費用又は需要への収束過程に対する適応についての「領域」団体の能力も考慮する。十全に活用されていない地域において実施されるこの条に規定する措置は、2001年12月21日の法律第443号第1条第1項及び第1項の2にいう経済・財政計画文書に記載する計画において特定する。

第23条 大都市に関する経過規定

削除⁽²²⁾

第24条 憲法第114条第3項の規定に基づく首都ローマに係る暫定的制度

- 1 この法律の最初の適用の際には、大都市の規律が具体化するまで、この条により、財政面その他の首都ローマの制度に関する経過規定を定める。
- 2 首都ローマは、その現在の境界がローマ市と同一の領域団体であり、憲法の定める範囲内で憲章、行政及び財政に関する特別の自治を有する。首都ローマの制度は、憲法機関並びにイタリア共和国、ヴァチカン市国及び国際機関に存在するものを含む外国の外交代表の所在地としてローマが果たすことを求められている任務を最大限保障することに向けられる。
- 3 ローマ市に現在与えられている任務に加えて、首都ローマには、次の行政事務を付与する。
 - a) 文化財・文化活動省との合意に基づいて行う、歴史、芸術、環境及び河川に関する財の活用に対する協力
 - b) 特に生産及び観光部門に関する首都ローマの経済及び社会の開発
 - c) 都市の開発及び領域の経済計画

(22) 2012年7月6日の緊急法律命令第95号（2012年8月7日の法律第135号により、修正を伴い法律に転換）により削除された。

- d) 公的及び私的な建築
 - e) 特に公共交通に関する都市サービスの組織及び機能
 - f) 内閣総理大臣府及びラツィオ州との協力による市民保護
 - g) 憲法第118条第2項の規定に基づき、国とラツィオ州から与えられる追加的な任務
- 4 第3項に規定する任務の遂行は、憲法、欧州連合による制約及び国際的な制約、憲法第117条第6項の規定を遵守した国及び州の立法を遵守し、かつ、首都ローマの特別な権限に関する機能性の原則に従い、カピトリノ議会と称するコムーネ議会の採択する規則により規律する。カピトリノ議会は、第5項に規定する立法命令の施行日から6か月以内に、2000年8月18日の立法命令第267号に規定する地方団体の制度に関する統合法第6条第2項、第3項及び第4項の規定に基づき、特にコムーネレベルの分権に関して、首都ローマの憲章を承認する。当該憲章は、官報の発行の翌日に効力を発する。
- 5 ラツィオ州、ローマ県及びローマ市の意見を聞き、第2条の規定に基づいて採択された1又は2以上の立法命令により⁽²³⁾、次の原則及び指針に従い、財政面も含めた暫定的な制度を定める。
- a) 第3項に規定する任務の特定並びに関連する人的資源及び手段の首都ローマへの移譲の方式の定義
 - b) コムーネの財政に関する法律の規定は有効として、事前に特定された共和国の首都としての役割から生じる特定の資金供与の必要及び第3項に規定する任務を考慮して、

首都ローマに追加的な資源を割り当てること。

- 6 第5項に規定する立法命令は、第3項に規定する任務の遂行における首都ローマと国、ラツィオ州及びローマ県の間の制度的接続、調整及び協力を保障する。カピトリノ議会議員の地位は、当該命令で定める。
- 7 第5項に規定する立法命令は、憲法第119条第6項の規定の具体化に関して、次に掲げる具体的な原則及び指針を遵守し、共和国の首都としてのローマ市に、固有の財産を付与するための一般原則を定める。
- a) その付与された任務及び権限に見合った財産の首都ローマへの付与
 - b) 第19条第1項d)号の規定に従い、中央行政に必要でない国有財産に属する財の首都ローマへの無償譲渡
- 8 この条の規定及び第5項の規定に基づき採択される立法命令の規定の改正又はその一部若しくは全部の廃止は、明瞭でなければならない。この条に別段の定めがない限り、2000年8月18日の立法命令第267号に規定する地方団体の制度に関する統合法によるコムーネに関する規定は、引き続き首都ローマに適用する。
- 9 削除⁽²⁴⁾
- 10 削除⁽²⁵⁾

第25条 租税及び配分の管理に関する原則及び指針

- 1 第2条に規定する立法命令は、租税及び配分の管理制度に関して、管理及び徴収を行う組織の形態の選択における州及び地方団体

(23) 下線部は、2009年12月30日の緊急法律命令第194号（2010年2月26日の法律第25号により、修正を伴い法律に転換）による改正後の規定である。

(24) 2012年7月6日の緊急法律命令第95号（2012年8月7日の法律第135号により、修正を伴い法律に転換）により削除された。

(25) 同上。

の組織的自律性を尊重して、次の原則及び指針に従い採択される。

- a) 国、州及び地方団体の租税を組織的に管理する州の歳入部局を利用するため、州及び地方団体と経済・財政省及び歳入庁との適切な協力を定めること。
- b) 経済・財政省、各州及び地方団体の間での適切かつ具体的な取決めによる、脱税対策活動の負担及び収入の配分の効果的な管理方式の定義

第 26 条 脱税の防止

- 1 第 2 条に規定する立法命令は、租税及び[税収の]配分の管理制度に関して、管理及び徴収を行う組織の形態の選択における州及び地方団体の組織的自律性を尊重して、次の原則及び指針に従い採択される。
 - a) 国、州及び地方団体の租税に係る脱税防止のために州、地方団体及び国が所管する情報基盤を相互に統合する適切な形態並びに当該租税の検証に有益なデータ及び材料を提供するための直接的な協力に関する規定
 - b) 脱税防止による増収の点で望ましい結果を得た州及び地方団体に対する適切な形態の報奨の規定

第 9 章 特別州並びにトレント及びボルツァーノ自治県に係る平衡化及び連帯の目標

第 27 条 特別州及び自治県の財政調整

- 1 特別州並びにトレント及びボルツァーノ自治県は、特別憲章を遵守し、平衡化及び連帯の目標の達成、この目標から生じる権利及び義務の実施に協力し、並びに当該憲章により定める手続をもって定義される各憲章の実

施規則に定める基準及び方式並びに第 2 条第 2 項 m) 号に規定する前例による支出の基準からの段階的な移行の原則に基づき、国内安定協定及び欧州連合の法令による義務の遂行に協力する。⁽²⁶⁾

- 2 第 1 項に規定する実施規則は、財政全体に比した特別州及び自治県の財政規模、当該特別州等により実際に遂行される任務及び関連する負担（永続的かつ構造的な不利益も考慮に入れる。）、必要な場合には、当該任務について国、州全体並びに地方団体（地方財政に関する任務を遂行している特別州及び自治県に限る。）による応分の負担に比した、島嶼性の費用並びに各領域又はその一部を特徴付けている 1 人当たりの所得水準を考慮するものとする。当該実施規則は、この法律第 8 条第 1 項 b) 号の規定に適合するよう、憲法第 117 条第 2 項 m) 号に規定する市民的及び社会的権利に関する最低限度の給付に係る資金供与のための標準的需要の負担は有効として、国が全国平均に比して 1 人当たりの所得水準の低い特別州について平衡化及び連帯に関する憲法上の目標の達成を保障する具体的な方式についても、規律する。

- 3 第 1 項の規定は、特別憲章の実施規則の定めに従い、第 2 項に規定する基準の適用に際して当該規則の定める条件において、特別州及び自治県に対する国の任務の移譲若しくは委任又は国の予算節減達成のための他の手段により生じる負担を引き受けること並びに特別憲章の実施規則の定めるその他の方式を介しても、具体化される。さらに、当該規則は、その所管事項について、次に掲げる事項を定める。

- a) 財政に関する国の法律と、対応する州の財政に関する州の法律及び自治県の財政に

⁽²⁶⁾ 同項は、2011 年 12 月 6 日の緊急法律命令第 201 号（2011 年 12 月 22 日の法律第 214 号により、修正を伴い法律に転換）により改正された。

関する自治県の法律との調整、地方財政が特別州又は自治県の権限に含まれる場合には、財政に関する国の法律と地方財政に関する州及び自治県の法律との調整を規律する。

- b) それぞれの憲章により、特別州及び自治県に付与される州、自治県及び地方の租税に係る立法権限に関して、租税制度の調整に係る基本原則を定義する。
 - c) 第2条第2項 mm) 号の規定に基づき、第16条第1項 d) 号に規定する条件の下、発展に資する税制の形態を特定する。
- 4 特別州並びにトレント及びボルツァーノ自治県への追加的な新たな任務の割当に関し、通常州と同様、第2項に規定する平衡化及び連帯の目標の達成への協力以外の場合には、第2条に規定する実施規則及び立法命令は、それぞれ現行の憲法的法律に規定するものを除き、国税及び消費税の〔収入の〕配分の形態を介して、対応する追加的資金供与の方式を定義するものとする。
- 5 この条に規定する実施規則に関する案の審議のための閣議には、その〔関係する州及び自治県のことを指す。〕憲章に従い、関係する州及び自治県の長の参加を求める。
- 6 第4条に規定する委員会は、特別州並びにトレント及びボルツァーノ自治県の財政制度に関する現行規定及びその適用の確認作業も行う。当該任務の遂行において、委員会には、関係する各州又は各県の代表者である専門家1名を加える。
- 7 この法律の基本的な規定及びこの法律に由来する原則の遵守を保障するため、各特別州及び各自治県の特性を尊重し、誠実な協力の原則の実施において、国、州並びにトレント及びボルツァーノ自治県の関係についての常設会議に、州務大臣、連邦制改革担当大臣、法規簡素化担当大臣、経済・財政大臣及び欧州政策担当大臣並びに特別州及び自治県

の首長によって構成される、政府と各特別州及び各自治県の議論の場を設ける。議論の場は、平衡化及び連帯の目標に対する特別州及び自治県の協力を保障し、かつ、この法律に規定する原則及び新たな財政制度との整合性を検証することにより憲章の施行に続いてさらに行われる財政配分の妥当性を評価するための、ガイドライン、方針及び手段を特定する。この法律の施行日から30日以内に採択される内閣総理大臣令により、議論の場の組織は、保障される。

第10章 財政保護及び廃止

第28条 財政保護

- 1 この法律の実施は、安定及び成長協定による財政的責任と両立するものでなければならない。
- 2 第2項に規定する立法命令は、次の点を保障するのに適した制度を特定する。
 - a) いかなる任務の重複も避けるように人員の移譲が任務の移譲に対応するという制約を伴いつつ、任務の再編成及び再配分と人的及び財政的資源の配備の間に一貫性があること。
 - b) 財政圧力の最大限度及びその様々な階層の政府間での配分が定期的に決定されることが保障されており、かつ、経過期間中においても財政圧力全体の上昇をもたらさないとの目標を保持すること。
- 3 第4条及び第5条に規定する委員会及び会議の設置及び運営については、現行法で利用可能な人員、設備及び財源により措置する。第1段に規定する委員会及び会議の会合への参加に関係した負担は、〔その委員が〕代表する機関がそれぞれ支払い、〔当該機関は〕通常の予算額と等しいように措置を講じ、財政の新しい又はより多額の〔金銭的〕負担を

生ぜしめないものとする。委員会及び会議の構成員に対しては、報酬は支払われない。

- 4 この法律並びに第2条及び第23条に規定する立法命令は、財政の新しい又はより多額の〔金銭的〕負担を生じさせてはならない。

第29条 廃止

- 1 第2条に規定する立法命令は、この法律に反する規定を特定し、その廃止を措置する。

(あしだ じゅん)